

児童手当の制度が令和4年6月から一部変更となります

1 現況届の提出が、原則不要となります！

令和4年6月から受給者の現況を公簿などで確認できる場合は、**現況届の提出は不要**となります。**ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。案内が届いた方は6月中に提出してください。**

- ① 支給要件児童または配偶者の住民票が吉野川市にない方
- ② 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ③ 施設等の受給者の方（里親の方など）
- ④ 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が吉野川市と異なる方
- ⑤ 吉野川市外から転入された方（吉野川市で所得状況等確認できない方）
- ⑥ その他、吉野川市から提出の案内があった方

●以下の変更事項があった方は子育て支援課に届け出てください。

- ・新たに児童が生まれたとき
- ・受給者または児童が死亡したとき
- ・公務員になったとき、または公務員でなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（転居・転出）
- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象児童がいなくなったとき（離婚含む）
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（3歳未満の児童がいる場合）
- ・離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

2 特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます！

児童を養育している方の所得が別表の①所得制限限度額以上の場合、特例給付（児童1人あたり月額5千円）を支給しています。

しかし、**令和4年6月分（令和4年10月支払分）から、別表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当などが支給されなくなります。**

※今後、児童手当などが支給されなくなったあとに、所得が下記表の②（所得上限限度額）を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

○児童を養育している方の所得が、別表の

- ・①（所得制限限度額）未満の場合 ⇒児童手当を支給。
- ・①（所得制限限度額）以上 ②（所得上限限度額）未満の場合 ⇒特例給付を支給。
- ・②（所得上限限度額）以上の場合 ⇒支給なし。

別表

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

児童手当・特例給付の支給月額・支給月（6月・10月・2月）は変更ありません。

令和4年6月支給分はこれまでどおりの支給となりますが、令和4年10月支給分から「所得上限限度額」が設けられ、特例給付の支給がされない方が発生します。

●問い合わせ 子育て支援課 ☎22-2266 FAX22-2245

市民提案型まちづくり推進事業の提案事業を募集します！

吉野川市のよりよい未来につながる市民の皆さんの活動に補助金を交付します！

この事業は、世代を越え、将来にわたって安心して暮らせる吉野川市を市民協働により実現するため、市民団体等が主体的に取り組む活動に対して、その経費について補助するものです。

市民の皆さんの柔軟な発想で、さまざまな地域課題解決のためのプロジェクトや事業の提案をお待ちしています。

対象となる市民団体

次の全てに該当する団体が対象となります。

- ・市内に所在する団体（政治団体または宗教団体は除く。任意団体は含む。）
- ・5人以上で構成される団体
- ・構成員の半数以上が吉野川市内に居住、通勤、または通学する者で構成される団体
- ・提案事業を主体的に実施する団体

補助金額

補助対象経費の3分の2を補助します。ただし50万円を上限とします。

※100円未満は切り捨て

【補助対象経費】事業の開始に必要な直接的経費

申請等について

申請書を提出後、8月ごろに有識者からなる審査委員会で提案事業の審査を行った後、交付決定を行います。申請前に書類の書き方などの事前相談に応じますので早めにご相談ください。

※申請書類は生活あんしん課（本館1階）で配付しています。

※市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限 7月29日（金）

対象となる事業等

吉野川市が将来にわたって住みやすく、世代を越え、よりよいまちとなるため主体的に取り組む公益的な事業

【補助条件】

- ・市民協働による活動であること
- ・一過性の事業ではなく、少なくとも3年は継続して実施できる事業であること

●問い合わせ 生活あんしん課 ☎22-2269 FAX22-2245

はばたけ!! 若者応援プロジェクト事業補助金 応募団体（個人）の募集について

流行に敏感で豊かな発想を持つ、若者を中心として構成される団体や若者個人が提案する事業やイベントを募集します。採択された団体（個人）には、市でガバメントクラウドファンディング*を実施し、集まった寄附金を翌年度に補助金として交付します。

※ガバメントクラウドファンディング

ふるさと納税制度を活用し、目標金額や募集期間等を定め、特定の事業に対する寄附金を募る手法をいう。



●応募期限 令和4年6月10日（金）

●応募資格や提出書類など詳細は市ホームページをご確認ください。

●問い合わせ 商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237